

大阪府差別解消に関する有識者会議開催までの経緯と会議の概要

平成 30 年 9 月府議会での議論（2018.12.14）

- 「ハイトスピーチの規制条例を制定すべき」との質問（大阪維新の会）に対する知事答弁
- ・2025 年万博の開催、出入国管理法改正などの動きを受け、国際都市にふさわしい環境の整備が重要。
 - ・ハイトスピーチは許さないという府の決意を、府民に見える形で示していく。

大阪府人権施策推進審議会への諮問・答申

- ハイトスピーチの解消などに向けた条例の規定のあり方について諮問（2019.2.15）
- 同審議会から答申（2019.7.1）
- ・ハイトスピーチ解消法施行後も、特定の外国人等を排斥する不当な差別的言動等が見受けられ、特にインターネット上の悪質な事象が発生。
 - ・大阪府において、ハイトスピーチは許されないという府の姿勢を明確に宣言するために、ハイトスピーチを禁止する条例を検討し実施することが適当。

令和元年 9 月府議会での議論（2019.10.1）

- 「条例制定を契機とした実効ある取組み」についての質問（大阪維新の会）に対する知事答弁
- ・ハイトスピーチを禁止する条例を都道府県で初めて制定することにより、ハイトスピーチは許されないものであるとの共通認識を社会に根付かせる効果があると考えている。
 - ・社会に与える影響の大きいインターネット上の差別的書込みに迅速に対処するため、これまで以上に、人権擁護機関である法務局に対し削除を働きかける。
 - ・早急に、**有識者の意見を聴き、具体的な施策の検討を進める**とともに、プロバイダ等が躊躇なく削除できるよう、年度内を目途に、国に対し、実効性のある取組みを働きかける。



大阪府差別解消に関する有識者会議

インターネット上の差別書込みに対処するための有効な取組みについて議論

【課題】 ■法務省は、インターネット上の差別的言動への処理について、各法務局に依命通知を発出するなど課題認識は持っているものの、その取組みはプロバイダ等への削除要請にとどまっている。

■権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があるときは、プロバイダ等は削除しても賠償の責めに任じないとされているが、プロバイダ等には立証責任があり、訴訟リスクは解消されていない。

【目的】 ■インターネット上の差別事象に対処するため、「大阪府差別解消に関する有識者会議」を活用し、府が講じることが可能な施策及び国への効果的な要望について、法的観点等から検討を行う。

【スケジュール】

- 9月～10月 プロバイダからヒアリング
- 11月21日（木）第1回 有識者会議
- 12月19日（木）第2回 有識者会議
- 12月26日（木）第3回 有識者会議（予備日）
- 1月～3月の間で国へ要望